

平成30年度 第1回障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会会議録

日 時：2018年（平成30年）5月21日（月）9：30～11：30

会 場：藤沢市役所本庁舎8階 8-1・8-2会議室

出席者：高山代表、河原副代表、儀保委員、郡部委員、齊藤委員、澤野委員、  
種田委員、富安委員、西村委員、向井委員、森山委員  
計11名

事務局：福祉健康部長（片山）

障がい福祉課（安孫子、鈴木（隆）、加藤、寒河江、佐藤、鈴木（純）、  
鎌田、鈴木（俊））

福祉事務所長兼生活援護課長（矢後）

地域包括ケアシステム推進室（平井、三ツ井、糊澤）

福祉健康総務課（蓑原）、

子ども家庭課（大庭、大木）

ふじさわ基幹相談支援センターえぼめいく（吉田） 計17名

欠席者：山野上委員

傍聴者：4名

（事務局：安孫子参事）

定刻となりましたので、平成30年度第1回障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会を始めさせていただきたいと思っております。私は、進行を務めさせていただきます、障がい福祉課の安孫子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日は傍聴される方もいらっしゃいます。ご入室をお願いいたします。傍聴される方におかれましては、円滑な進行にご協力くださいますようお願いいたします。それでは改めまして、委員会の開会にあたり、片山福祉健康部長よりご挨拶申し上げます。

（事務局：片山福祉健康部長）

皆様おはようございます。福祉健康部長の片山でございます。本日はお忙しい中、早朝より計画検討委員会にお越しくださいます本当にありがとうございます。平成30年度に入りまして、今日が第1回目ということになります。皆様方のご協力をいただきまして、昨年度『きらりふじさわ』2020中間見直しを無事に行いまして、また後ほど担当から詳しくご説明差し上げますけれども、冊子が出来上がっております。とはいえ、障がいのある皆様方あるいは、ご家族それぞれ、一人一人、一つ一つのニーズになかなか十分お応えできるかというところはまだ不十分であると認識しているところです。そういうことで一つ一つの課題に向き合いながら、多少時間はかかりますけれども、前に向かって取り組んで行くことによって、これを実効性あるものにしていければと思

ますので、そういう意味で皆様の忌憚のないご意見、活発なご議論を今日もいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

(事務局：安孫子参事)

それでは議事に入らせていただく前に、本日の委員の出欠状況及び資料の確認をさせていただきます。

(事務局：鈴木(純) 主査)

本日、河原副代表が少々遅れるということと、森山委員が遅れるとご連絡をいただいております。山野上委員に関しましては、欠席されるのご連絡をいただいておりますので、どうぞよろしく願いいたします。続きまして、資料の確認をさせていただきます。机の上に平成30年度第1回障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会の次第、裏面に席次表が印刷されているものが一枚、資料1平成30年度藤沢市障がい者総合支援協議会 関連図(案)、資料2平成30年度藤沢市障がい者総合支援協議会実施計画(案)、資料3平成30年度障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会委員名簿、資料4平成30年度障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会年間計画(案)、資料5-1藤沢市地域生活支援拠点等の整備に関する取組(案)、資料5-2藤沢市居室確保事業の概要(案)資料5-3藤沢市における「地域生活支援拠点等の整備」の考え方(参考)、資料6第4期ふじさわ障がい福祉計画モニタリングシート(速報値)、委員さんにおきましては、冊子にて平成29年度第6回障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会会議録(案)をお配りさせていただいております。こちらに関しましては、修正がある場合、6月4日(月)までに事務局に連絡いただければと思っております。よろしく願いいたします。以上です。

(事務局：安孫子参事)

資料の過不足はありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは議事に入らせていただきます。なお、会議の記録を作成する関係上、録音させていただきますことをあらかじめご了承ください。ご発言の際には、マイクをお届けしますのでお名前をおっしゃってからご発言くださいますよう、お願いいたします。それではここからの進行は、高山代表にお願いいたします。

(高山代表)

事務局の紹介はよろしいでしょうか。

(事務局：安孫子参事)

新年度に入り人事異動もありましたので、事務局の紹介をさせていただきます。障がい福祉課課長安孫子、課長補佐鈴木が引き続き、新たに課長補佐の加藤が異動してまいりました。

(事務局：加藤補佐)

こんにちは、障がい福祉課に配属されました、加藤博久と申します。どうぞよろしく願いいたします。

(事務局：安孫子参事)

続いて地域包括ケアシステム推進室から異動してまいりました鎌田です。

(事務局：鎌田主任)

鎌田と申します、よろしく申し上げます。

(事務局：安孫子参事)

前後して申し訳ないのですがけれども、福祉事務所長、生活援護課長も兼ねております。矢後です。

(事務局：矢後福祉事務所長兼生活援護課長)

矢後と申します、よろしく申し上げます。

(事務局：安孫子参事)

以上でございます。それでは、よろしく願いいたします。

(高山代表)

皆さんおはようございます。新年度になりましたが、昨年度中は計画の作成について大変積極的で精力的なご議論をいただきましてありがとうございます。形にはなりましたが、また新しいスタートを切ったということだと思いますのでまた新年度もよろしく願いいたします。それでは、ご用意いただきました議事に沿って進めてまいりたいと思います。一つ目は、「ふじさわ障がい者プラン2020『きらりふじさわ』中間見直し」の策定についてということで、事務局からご報告をいただきます。ご説明をお願いします。

(事務局：佐藤主査)

改めまして、皆さんおはようございます。障がい福祉課の佐藤でございます。昨年度におきましては、この障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定に多大なるご協力をいただきましてありがとうございます。おかげさまで、中間見直し版ということで冊子が出来上がりました。4月の段階で委員の皆様には郵送させていただきましたのでよろしくお願いいたします。今日お持ちでない方いらっしゃいますか。大丈夫でしょうか。傍聴の方には概要版をお配りしておりますのでよろしくお願いいたします。昨年度1月の第6回検討委員会以降の経過からお伝えさせていただきます。この中間見直し版の最後の審議が1月に行われておりまして、その後、総合支援協議会で最終的な案の承認をいただきました。最後の修正に関しましては、総合支援協議会の代表、副代表、計画検討委員会の代表、副代表と私どもが確認させていただいて2月の市議会、厚生環境常任委員会に報告をさせていただきました。その報告を経て3月に印刷させていただいたものがこの『きらりふじさわ』中間見直しということになります。経過を報告させていただくとともに、こちらの進行管理ですが、今年、平成30年度からこの中間見直し版をもとにした施策がスタートということになります。本編では、第8章の計画の推進体制について、そちらのほうで進行についての記載がございます。本編の134ページ、

135ページをお開きいただくと、推進体制と実施スケジュールという記載がございます。庁内における横断的な取組の実施という図がありますが、PDCAのサイクルで実績の報告をさせていただいて、計画のモニタリングに関してはこちらの障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会ので実施していきます。障がい者総合支援協議会及び差別解消支援地域協議会等の関連会議に関しましては、情報共有・連携という立場で関わっていただくという形をもちまして、計画の推進を今後していくこととなります。135ページにはモニタリングの実施スケジュールということで、簡単に実施スケジュールを記載しております。これをベースに今年度の計画・検討委員会のスケジュールを開催していくということで、後ほどご説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。今年度も進行管理ということでご尽力よろしくお願いいたします。ちなみに、中間見直し前の『きらりふじさわ』の平成29年度の実績がまだ残っておりますので、まず会の前半に関しましては、平成29年度の実績を検討していくという流れになりますので、よろしくお願いいたします。私からは以上です。

(高山代表)

はい、ありがとうございました。今、ご報告のありましたことについてご質問等ございますでしょうか。それでは平成30年度障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会の実施について、こちら事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局：鎌田主任)

これから資料1から4を使いまして、ご説明させていただきます。まずは資料1をご確認ください。こちらにつきましては昨年度中も皆様にお示しさせていただいているところだと思っておりますが、いくつか修正をさせていただいたところがございますので、そちらを説明させていただきます。まず図の右側、関連審議会というところで、藤沢市障がい者差別解消支援地域協議会というものがございまして、こちらにつきましては差別解消法スタートもいたしましたし、さらなる連携の強化ということで改めて外だしにさせていただいております。続きまして、今申し上げた差別解消のすぐ上の部分に行政関係という囲みがございすけれども、この中の丸ポツの一番下の藤沢市母子保健推進協議会専門部会、小児在宅療養支援部会というものがございす。こちらにつきましても、医療的ケアが必要なお子様への対応ということを視野に入れまして、連携強化を図って行きたいという意味合いで追加させていただいております。そして、こちらの図の一番下の部分ですけれども、藤沢型地域包括ケアシステム、全体的にこの考えをこれからいろいろと計画を立てていく上で、下支え的の意味を込めまして図の中に入れて示させていただいております。最後になりますが、専門部会の囲みの中の一番左側、相談支援部会がございす。こちらにつきましては、昨年度は、一つものになっていたと思っておりますけれども、委託支援事業所

連携会議というものを内包させていただいております。昨年度までは、ワーキングとして地域生活支援拠点等を検討していただいておりますけれども、そちらの内容を、今年度は相談支援部会として継続していただきまして、委託相談支援事業所連絡会議において、委託相談支援の在り方や、拠点整備についても検討していく予定です。裏面、資料2になります。平成30年度藤沢市障がい者総合支援協議会実施計画（案）についてです。こちらにつきましては、上から2段目、こちらの会議が記載されております。本日5月21日、8-1、8-2会議室で開催ということで、2回目以降につきましては、7月23日、10月1日、こちらが2回目、3回目となっております。5-1、5-2の会議室を使いまして開催をさせていただきます。1月につきましては、1月21日となっておりますけれども、申し訳ございませんが会議室は現在調整中というところです。

続きまして資料3です。資料につきましては、先に訂正をさせていただきたいのですが、番号5番、澤野委員におかれましては、経営企画部となっておりますけれども、所属の部署名の変更がございまして、総括管理部ということになります。これ以降の資料につきましては、総括管理部と訂正をさせていただきますので、よろしく願いいたします。委員名簿については以上です。

続きまして資料4に行きます。

障がい者計画・障がい福祉計画委員会平成30年度年間スケジュール（案）ということで、申し訳ございません。そちらの資料もスケジュールの後の括弧の消し忘れがございました。表の中の第4期ふじさわ福祉計画平成29年度実績進行管理の部分ですが、2つ目の委員会②が8月になっておりますがこれは7月の間違いですので訂正をしていただきたいと思います。申し訳ございません。では、中身の説明に入っていきます。本会議につきましては、先ほどお伝えしたとおりになっております。続きまして、藤沢障がい者計画平成29年度実績進行管理に移ります。こちらにつきましては、178条につきましては、6月に関係各課におきまして実績の報告・依頼・集約というものを行ってまいります。7月の本会議におきまして、その結果を含めましてモニタリングシート、速報値の提示、意見交換をさせていただきます。8月、委員の皆様におかれましては、モニタリングシートを配布させていただきます。ご意見をこちらのほうでまとめて掲載をしていきます。10月委員会におきまして、モニタリングシートの意見交換をさせていただき、内容を確定させていきたいと思っています。続きまして、第4期ふじさわ障がい福祉計画平成29年度実績進行管理についてです。

まず、本日実績の速報値を提示させていただきます。そのなかでも、ご意見をいただければと考えていますので、よろしく願いいたします。7月の委員会におきまして、実績の確定値の提示、意見交換をさせていただきます。続き

まして『きらりふじさわ』中間見直し」進行管理関連です。こちらは10月の3回目の委員会におきまして、『きらりふじさわ』の内容につきまして進捗管理のところ、新たな取組について経過報告をさせていただければと考えています。計画の進行について、意見交換をその場でしていただきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。1月の第4回につきましては、計画の進行管理について、さらに意見交換していただければと考えていますので、よろしく願いいたします。事務局からは以上です。

(高山代表)

ありがとうございました。委員会の日程や、今年度の進め方、特にこの委員会でどのように取り組んでいくかについての概略をご説明いただきました。皆様のほうからご質問のほういかがでしょうか。

(種田委員)

2点ほど質問させていただきます。1点目ですが、今年度障がい者の関係の委員会が午前中になったという理由をお尋ねしたいと思います。午前中だと来るのが大変な方もいらっしゃるのでは、という経過で午前中の開催になったのか、お聞きしたいと思います。もう1点なのですが、障がい者総合支援協議会なのですが、私も何度か傍聴させていただきました。障がい者の委員会の総まとめのような協議会だと思うのですが、本当に構成メンバーはいろいろな関係の方が出てらして素晴らしいのですが、その中で取り組まれているのが、いろいろと研修をしたり、課題についての意見交換をしたりという感じで、実際の藤沢市の障がい福祉に対する課題についてあまり話されていない気がするのですが、実際の藤沢市の現状について、いろいろな方々からご意見をいただく素晴らしい場にもっとしてほしいなと思ひまして、その辺を計画としてまた見直していただけたら嬉しいなと思ひています。よろしく願いいたします。

(高山代表)

はい、願ひします。

(事務局：佐藤主査)

まず、会議が午前中になった経緯ですが、昨年度委員さんの中で何人かの方が3時ぐらゐを過ぎると送り迎ゐの関係で途中退席されたりと、そういう方がいらっしやったので今年度は試験的に午前中にさせていだいて、少なくとも途中退席を避けるような形でできたらと思ひています。例えば今日、森山委員が遅れられたりとか、午前中にするとなかなか出にくいような場面もあつたりするのですが、今後については、少しご意見をいただきながら調整させていただきたいと思ひますのでよろしく願いいたします。あと今年度の総合支援協議会ですが、一応予定としては昨年度から取り組んでまいりました、意思決定支援の本人の意思を尊重した支援の方法について、ということでこちらに関しては昨年度アンケート調査をして、只今各事業所などに対して聞き取りを

して、最後にとりまとめをして行きたいと思っています。あわせて課題の検討というご意見もあったのですが、例えば今年度に関しましてはライフステージに応じて学童期・成人期そして高齢というライフステージに分けた意見交換を予定していますので、そこで課題の吸い上げとか集約というものが出来て行けたらと思っています。また報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(種田委員)

よろしくお願いいたします。

(高山代表)

他はいかがでしょうか。委員会の実施について、あとはよろしいでしょうか。それでは次にまいりたいと思います。地域生活拠点等の整備について、こちらにつきましても、事務局からご報告よろしくお願いいたします。

(事務局：佐藤主査)

引き続きよろしくお願いいたします。資料に関しましては、資料5-1、5-2、そして5-3こちらをご用意ください。5-1に関しましては、横で見ていただくようなパワーポイントとなっていて、5-2に関しましては、A4の裏面ありの1枚物になっています。5-3に関しましては、『きらりふじさわ』から抜粋していますので『きらりふじさわ』の該当部分を見ていただいても大丈夫ですし、5-3の抜粋したものをみていただいても大丈夫ですのでよろしくお願いいたします。では、こちらの市の考え方の発表に至った背景でございますが、昨年度藤沢市の地域生活支援拠点等の整備に関するワーキングチームを実施しておりまして、事業所の方でありますとか、当事者のご家族とかに参加していただいていた経緯がございます。平成29年度はパワーポイント記載の取組を実施しておりまして、平成30年度に関しましては、計画に記載したような一時的な居室の確保であったり支援であったりとか、実行に移さなければならない年になっています。そこ私共で考え方をまとめたものと、あと新しい事業ということで、居室確保事業の予算化をいたしました。それに関して概要案を提出させていただいたところであります。こちらの資料に関しましては、本日の障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会及び来週29日に実施を予定しています藤沢市障がい者総合支援協議会、あと専門部会となります相談支援部会に関しまして、今年度は拠点等の整備も検討していくということになりまして、これに関しては今週の木曜日24日に実施していきます。こちら同じ資料を各審議会・部会に提示させていただいて、意見をいただきたいと思っています。こちらに関しましては、市の重点的な施策ということでございますので、皆さんの意見をいただきながら概要案や考え方を強化していきたいと思っています。長めに時間をとっていますので、ご意見いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。少し長くなりましたが、資料の説

明をさせていただきます。まず、資料5-1を見ていただきながら、拠点等の整備に関する取組ということで平成29年度の取組をまとめさせていただきました。何度か提示させていただきましたが、ワーキンググループで緊急時に支援が必要な方に対する取組ということで、昨年度は区分5または6で、日頃、相談支援やサービスを利用していない方を対象として抽出させていただいて、委託の相談支援事業所と障がい福祉課ケースワーカーが訪問するという取組をしています。対象者の状況を把握し、必要に応じてサービスの利用をご案内する取組を開始しております。今年度も引き続きやっていきたいと思っておりますが、ここから見えてきた課題ということで、支援が必要であるが実際に支援に繋がっていないであるとか、緊急時において相談できる場や、受け入れ可能な社会資源が十分でないといったことが取組を進めたことによって改めて課題が出てきました。これを踏まえて平成30年度は、「緊急時における相談・受け入れ対応」を重点項目として、整備を進めていきたいといった流れになっています。ここから平成30年度の取組についてということになります。協議体制についてですが、ワーキングで進めてきた協議については、先ほどお話しさせていただいた通りで、引き続き相談支援部会で実施をしていきます。委託相談支援事業所連携会議というのを相談支援部会と連動して行っておりまして、緊急時に支援が必要とされる方に対するアプローチを継続していきます。ここから取組ということになります。緊急時における受け入れ対応について相談窓口の位置付けということでございます。コーディネート機関相談窓口と実際に緊急時になった時の受け入れ窓口を下のフローチャート図のような形で少しまとめさせていただいています。こちらに関して実際に緊急時、困りごとが起きた時に相談窓口ということで2つのパターンを設定させていただきました。市民全体に対する相談窓口ということで、障がい福祉課および基幹相談支援センターをコーディネート機関①、主に委託相談に関わる利用者、サービス等利用計画の対象者に対する相談窓口に関しましては、市内の委託相談支援事業所及び指定特定（指定障がい児）相談支援事業所のうち「地域生活支援拠点等の機能を担う」と位置付けられた事業所を「コーディネート機関②」、こちらに関しては、委託相談になったり計画相談になったり実際の支援に係わっている方々に関しましては、これまで通り緊急時の支援ということで地域の相談支援事業所の方にあたっていただくと。地域生活支援拠点等の機能を担うと位置付けられた事業所ということですが、こちらに関しては国のほうで平成30年度に報酬の改定がございまして、そこでいろいろな加算が創設されていますが、こういった加算を取る一つの要件にもなっていますが、運営規程を市のほうと協議して地域生活支援拠点等の機能を担うという位置付けを行うということが明記されているので、こちらから呼びかけさせていただいて相談支援事業所のほうで拠点等の機能を担うというところで位置付けをしていただくことになった

事業所に関しましては、ぜひ、このコーディネート窓口の位置付けの中に協力していただいて、入っていただければと思っています。緊急時でございますので、日ごろ相談支援に繋がっていなかったり、初めての相談が緊急時相談ということもありうると思います。その場合コーディネート機関①障がい福祉課より基幹相談支援センターでそれを受け止めるような形で行きたいと思っています。というところでこのコーディネート機関①②で2段階構成のまずは相談窓口ということで設定させていただいています。受入れ機関に関しましては、まず短期入所、緊急短期入所受入れ加算活用と書いてあります。これは先ほど言った報酬体系が強化されたようなものでございます。3ページ目のフローチャート図を見ていただくとわかりやすいのですが、短期入所受入れ加算の活用ですが、緊急短期入所の算定要件のところで受入れ加算の単位数が引き上げられました。また、定員超過して受け入れた場合も定員超過特例加算ということで、今までで減算対象になっていたような定員超過に関しましても逆に加算になるような形で受入れを推進していくということで、国の報酬に関しても強化がされております。同時に計画相談に係わっている方に短期入所の受入実績を報酬強化する場合は、この図でいうとコーディネート機関②でご説明しているのですが、地域生活支援拠点と相談支援強化者加算ということでこちらが新設されております。こちらが緊急時に短期入所に繋いだ時に報酬評価するような仕組みでございます。国の報酬改定におきましても、このような形で受入れや緊急時の受入実績を評価するような形があります。市としてもこれをまずは存分に推進していきたいと考えています。ただ、こういった国の取組の中で、なお短期入所の空きがなかったり、使えなかったりとかそういったパターンが考えられると思っています。ですので、あらたに市の居室確保事業ということで、短期入所の受入れが困難な場合に一時的な居室の確保および支援の指針ということで、こちらを今年度予算化して支援を進めていきたいと考えているところでございます。5-2が居室確保事業の概要で、詳細は後程ご説明させていただきます。最後にパワーポイントの4ページ目になりますが、こちらが緊急時の支援のイメージのフローチャートでございます。ここでは緊急時の想定として、家族等の支援者が、病気その他の理由により急な不在となり、在宅での生活が困難な状態。緊急一時的に宿泊の場の提供および支援が必要な状態ということで、とした定義付けをしております。虐待対応は別の枠で支援をするということで、ここでいう緊急時というのは、家族など支援者が不在で生活ができなくなった、というところを一つの想定としています。相談機関であるコーディネート機関でご本人の状態や緊急時の状態や必要な支援の検討。必要な支援を検討した中で宿泊を伴う支援が必要な場合に受入先の調整ということで、次の受入れ対応ということになります。短期入所、居室確保していくということで、先ほどご説明した通りでございます。こちらに関しては、あく

まで緊急時ということで、長い期間は想定していません。なので、受入れ後の速やかな連携やケア会議などで早期に地域生活を送れるような支援体制を検討するということが重要と思っています。パワーポイントを見ていただきながら5-2の実際の予算化された市の居室確保事業計画しておりまして、その概要案をあわせてご確認いただければと思います。こちらに関しては先ほど申し上げた通り、短期入所の受入れが困難な場合に地域で安心して暮らせる一時的な居室の確保ということで、市が実施していきます。対象になる方は、先ほどの緊急時の想定と同じなのですが、介護者が不在その他の理由により、緊急一時的な宿泊の場の確保を必要とする者ということになります。事業者さんにも説明できるような概要案になっていますので、細かいことも書いてあるのですが、契約に関しては一日一人当たり12,000円、一泊二日になると24,000円ですが、そういった報酬を予算化しているというところです。人員設備の基準ですが、こちらに関してはなるべくハードルを低くしたいと考えています。少なくとも宿泊が可能な設備であることが必要になるのですが、括弧の中にあるように、日中に他の用途で使用している設備であっても可ということで、いわゆる通所系の施設の休憩室であったりとか、そういったところにも、寝台設備やベッドなどが用意できるような体制があれば使っていただけるような内容で概要案は計画しているところがございます。裏面にちょっとフローチャートを掲載しております。こちらでは、事前相談・登録を行うような形を考えていますが、あらかじめ利用者像を把握してなるべく相談支援やこちらの緊急時のサービスを使えるようにというところで、把握をするということが大事になってくるので、事前相談・登録とありますが、先ほど、コーディネートの流れでも説明した通り、事前の相談・登録が無いような場合も想定されますので、そこで拾えるようにやっていければと思っています。短期入所サービスの関係性についても注釈で説明していますが、短期入所を優先するものとしませんが、ただし市内または近隣等の短期入所施設で、受入れ困難な状況にある場合は、居室確保事業の利用を行うことができるものとする。といった形にしております。冒頭で述べた通り、今日ご意見いただきまして、これはまだ叩き台の前になりますので、まだ少し粗いところもあると思いますので、意見をいただいた中で修正していければと思っていますので、ご議論よろしく願いいたします。わかりにくい説明も一部あったと思いますので、ご質問もあせて受け付けていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。以上になります。

(高山代表)

ありがとうございました。ご説明いただきましたことについてご質問等いかがでしょうか。はい、西村委員どうぞ。

(西村委員)

(新)居室確保事業が準備中ということですがけれども、具体的な内容は資料

5-2でご説明いただいたので大体把握しましたが、この事業はいつ頃をスタートと考えているのかというのが一点と、この受入れの事業所というのは、例えばいろいろな事業所の普段使っていらっしゃる利用者の事業所、例えば「太陽の家」ですとかにこれから投げかけるような形をとるのか、具体的なイメージができないので、教えていただきたいのと、事前登録という形になると思うので、計画相談に係わっている方は、計画相談の時に緊急対応でこういう事業があるということを相談員の方々にも広く告知していただいて、親とか本人とか相談員も交えてテーマとしてこれから必ず計画相談の中に内容として入れていただくというのが良いかと思うので、ご提案です。以上、質問事項は、自分で聞いていて幾つになったのか把握できていないのですが、そのあたりよろしく願いいたします。

(高山代表)

ありがとうございます。

(事務局：佐藤主査)

ありがとうございます。まず事業所とのやり取りと今後のスケジュールですが、5月15日に障がい福祉法人協議会の集まりがありまして、そちらの方でわたしどもお邪魔させていただきまして、先だって同じ説明させていただきました。すでに事業者への周知及び協議は開始しているところでありまして、継続中です。ご意見とかを事業所のほうからいただき、そういったやり取りを進めさせていただいていますので、事業所とのやり取りは既に継続して進めているところでありまして、できましたら事業開始については、なるべく早い段階でやっていきたいと思っております、少なくとも5月の審議会である程度いただいたご意見をもとに概要をきっちり固めさせていただきたいと思っております。そうしたら要綱の下地になると思いますので、事業所の方で受入れを表明していただける方と具体的な協議に入れるかと思っておりますので、そこら辺のスケジュールを見て、なるべく早い段階で今年度後半と言わず、可能な限り早い段階でやっていければと思っております。同時に相談部会や計画相談の連絡会もありますので、そういった中で流れの周知、および居室確保事業に関しましても、(案)が取れて概要が固まってきましたら広く周知していきたいのと、相談支援事業所の協力、同時にコーディネート機関としての協力も今後投げかけていきたいと思っておりますので相談部会や連絡会のときに意見を伺いたいと思っておりますので、よろしく願いします。

(高山代表)

よろしいでしょうか、はい。ありがとうございます。はい、お願いします。

(澤野委員)

資料5-1での質問ですが、去年の地域生活支援拠点等の整備に関する取組の中で、必要な支援に繋がっていない方が顕在化してきたとのお話がありまし

た。支援に繋がっていないということの整理なのですが、例えばレスパイトが必要な人だけけれど、通所しか使っていなかったということなのか、全く福祉サービスを利用してなかったということなのか、またそのどちらかなのかということと、こういった方が必要な時にすぐに繋がるようにということで、今年度はアプローチを継続していこうという展望を描いているようなお話があったのですが、具体的にこういった方は、数値的にはどの位の人数を把握されているのか、もしわかれば教えていただきたいのですが。

(事務局：佐藤主査)

5-1の1枚目の内容になると思うのですが、昨年、区分が5または6でサービスを利用していない方で、相談支援を利用している方、いわゆる市の支給決定条件の中から区分5または6の方を引き出しまして、相談支援に繋がっていないセルフプランの方をそこからさらに絞り出して、さらに、とある3か月を抜き出しまして、サービスの決定はしているのですが、その3か月間まったくサービスを利用していなかった方を抽出したというところで、実際訪問した段階でもやはりサービスを利用していない方が大半でございました。人数としては抽出した結果が20人でありまして、ただし委託で関わっていたりとか、少し状況が訪問する状況でなかったり、例えば入院中だったりとかそういった場合もあったりという事で、実際訪問したのはそこから半分の10人で、10人に訪問しています。そういった取組を今年も続けて行くという中で同じ尺度で抽出するという作業をもとに、サービスに繋がらないけれども支援が必要であろう方を、訪問であったりとか、支援を継続していくと、もちろん昨年訪問した方には、継続してモニタリングのような形で支援を実施していく、そういった積み重ねを今年も実施していくというようなことでございます。

(高山代表)

ありがとうございました。次の方をお願いします。

(種田委員)

今の澤野委員の質問の中なのですが、20人抽出なさつということですが、この対象者全体数は何名いらっしやったのでしょうか。その抽出方法はどうやってなさつたのでしょうか。

(事務局：佐藤主査)

全体でいうと2700名くらいがサービス受給者でした。その中からまず区分5、6を抜き出しまして、そしてセルフプランの方を抜き出しました。当然グループホームの方を抜かして在宅の方もいらっしやるので抜き出しました。さらに平成29年度の冬の段階の3か月を抜き出したのですが、そこでサービスに全く繋がっていない、短期入所の決定はしているけれどもサービスを利用していない、利用実績が無いという尺度で抽出して結果20名ということになっています。この尺度でいうと、サービスの申請をしていて、利用の意向は少

なからずあるけれども利用できていない。そういったことになると思ってしまして、そういった定義付け、条件付けをして20名を抽出したということになります。

(種田委員)

では、その今おっしゃった対象者が20名だったということですね。その中の10名を訪問なさったということなのですね。ありがとうございます。それともう一点だけよろしいでしょうか。資料5-1の3ページ目、相談窓口のところの、コーディネート機関②なのですが、ここで新たに地域生活拠点等の機能を担うと位置付けられた事業所というのは、もう決まっているのでしょうか。あと発表とかはされているのでしょうか。これからでしょうか。

(事務局：佐藤主査)

これからになります。まずは相談部会や連絡会で周知させていただいて、もう既に居室確保事業の協力事業者さんを募っております。同時並行で募集をしまして、最後こういうイメージという中で協力事業所に周知させていただくような形で公表させていただくということになります。

(種田委員)

これからなのですね。ありがとうございます。

(高山代表)

はい、お願いします。

(森山委員)

資料5-1について4点、資料5-2について2点ご質問させていただきまします。もしかしたらこちらに来る前にご説明があったかもしれないですが、まず資料5-1について、ワーキングチームについては、解散をするという理解でよろしいのかどうか。それから2点目に協議の内容については、相談支援部会に移行していくということですが、この地域生活支援拠点については、障がい福祉できちんとしておかないと、地域包括ケアシステムに連動していかないような気がしてなりません。本当に相談支援部会だけの協議で良いのかどうか、総合支援協議会の本会議でもきちっと協議をするべきか、他の部会にも情報共有などは、去年も相談支援部会へもされているとのことを資料の報告で協議会でもされていますけれども、相談支援部会だけの協議だけで良いのかどうかというところに疑問を感じます。もう1点が4ページ目の受入れ期間は数日程度の短期間とありますが、こちらは同一場所での受入れという理解でよろしいのかどうか。次が緊急時の想定をイメージして、可能な限り早期に地域生活に戻れる、という文言ですが、これは緊急時というところについて、受入れをするのに可能な限り早期に地域生活に戻れるという文言に結びつかなくて、そこがどのように考えてらっしゃるのかをお伺いしたいです。最後に、特に重度障がいの場合は、宿泊の場の確保だけではなくて、移動の手段ですとか、日中

活動場所での包括的な支援が緊急時には必要と感じますので、それについてはここに記載は無くても、そういった考えに基づいて緊急時の支援をしていただけとありがたいと思います。次に資料5-2に関して、設備のところ、こちらには入浴設備の記載がありませんけれども、入浴設備はないということでもよろしいのでしょうか。それからこの居室ということに関しては、例えばアパートの一室とか、民家とか、ビルの一室でも可能という意味なのか。それから指定事業者は、管理者と支援員2名でもよいのか。それから、緊急一時とあるが、常時の受入れはしているのか、先ほど登録ということもありましたけれども、これは常時ということか、本当に緊急時だけの利用なのか、その辺のところがよく分かりませんでした。それから、認可はどちらになるのか。イメージとして、今の放デイのような状態になるのはすごく不安を感じますので、そういったところがどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

(高山代表)

よろしく願いいたします。

(事務局：佐藤主査)

5-1で4点ありましたね。まずはワーキンググループの今後についてが一つと、受入場所が同一場所であるかという点、これは短期入所と居室確保事業のところの関係上1点というところでもよろしいでしょうか。

(森山委員)

今日は、A事業所、次の日はB事業所とか、そういった受入先の受入れ状況によって、本人が回されるようなことになるのかどうか、ということです。

(事務局：佐藤主査)

まず、5-1から、説明させていただきます。ワーキンググループに関しては解散というわけではなくて、相談部会で基本的に同一メンバーにお声掛けしております。それで相談部会のほうで、ワーキンググループの構成員の方に参加していただいている、ワーキンググループから部会にオフィシャル化した形で、相談部会の大きなメインテーマとして、拠点等の整備を行う形にしております。もちろん相談部会に関しては、拠点等の整備と、もうひとつ相談支援体制の今後の委託相談の在り方なども協議しないといけないので、そこを補う形で委託事業所連携会議というのも昨年の途中から発足しているのですが、相談部会と協力関係で委託事業所連携会議を発足しております。相談部会に関しては、ワーキンググループのメンバーの方を中心に発足して、委託事業所連携会議に関しましては、いわゆる現場の相談員さんを中心にしています。現場の課題を連携会議に集約して、相談部会で協議をするということしております。それと総合支援協議会でもこういった拠点等の整備の考え方だけではなくて、報告と同時に進捗報告なども協議会でしないといけないと思っていますし、その意見交換という形でやっていきたいと思っています。実施主体は、協議会と考

えていいかと思います。協議会の部会ということで相談部会の実際の英知になると思っていますので、協議会も当然積極的に関わっていくと思っています。2番目の質問が短期入所と居室確保事業が同一場所か、ということについてなんですけど、こちらに関しては、当然同一の場所でおこなうのが望ましいと思っていますし、なるべくそういったコーディネートが出来るようにと思っています。ただ次のご質問にも関わってくるのですが、緊急一時的な状況になるので、特に居室確保事業に関しては、短期入所のような部屋ではないので、たとえば2週間、3週間とその場所で過ごすというのは、ご本人様の状況的にどうなのかというのがありますので、やはり短期入所を長めに同一場所でロングショートというような、そういったところに移れるようであれば、移れるようなコーディネートをしないといけないと思いますし、在宅での支援状況を改善して戻れるようであればヘルパーであったりとか、そういった調整をして、戻すような取組をしないといけないと思っています。ご質問の一つの包括的な支援というところは、コーディネート機関の一つに取り入れれないといけないと思っています。この短期入所や居室確保だけを考えるのではなくて、その緊急時に何が必要なのかという色々な可能性を考えて、その中の一つのツールとして強化した短期入所と新しい居室確保事業を活用できるようになればと思っています。可能な限り早期に地域生活に戻れるようにということで、もちろんそれが目標ではあるのですが、なかなか難しいようであれば、長めに入れるショートステイを調整したりとか、グループホームに入れるのであれば一時的には入ったりとか、宿泊型の自立訓練とかもありますので、いろんな可能性があると思いますので、いずれにせよ中期的あるいは長期的にどういった支援が必要なのか、いろんな可能性を含めてコーディネート機関が考える、そんなイメージになると思います。あとは、5-2に関する質問ですが、人員や設備に関しましては、まだちょっと粗々の段階ではあるのですが、管理者や支援員に関しては最低お一人、ただ他の業務と兼務でもできるような形、当然2名いても大丈夫ですし、逆にいざというときの支援なので、事業所からなるべくいろんな方を登録しておきたいというお話もひょっとしたら出てくるかもしれません。例えば普段は通所系の職員だったり、入所系の職員だったり相談の職員であったり、そういった方々が、いざというとき稼働できるように、準備だけはしておきますと、そういった状況でもいいように、複数名でも一名でも柔軟に対応できればなと思っています。あと、入浴ですけど、シャワーや入浴設備に関して当然あったほうが望ましいとは思っています。ただ、通所系の施設の空き室などもいざとなったら使えるようにということなので、要項上はそこまでは求めない形で、あったほうが望ましいと考えます。あとアパートの一室などを使えるかということですが、もちろんその施設の事業が契約していたり、管理下であったりとか、支援が入るような環境であれば積極的に使っていただくのは大丈夫だ

と思います。認可というより、市と契約を行ようになりますので、市が具体的な条件を考えることになります。対象となる事業所ですが、こういった状況なので、どの事業所でも参入できるような形ではないかなと考えます。ある程度夜間の設備が整っていて、緊急に動ける事業所さんになるかと思います。市と委託契約という形で条件は詰めていければと思います。あと、常時の預かりということですが、常時というといわゆる昼間も含めてということになりますか。

(事務局：森山委員)

短期入所ですと、通常日中活動が終わった後、短期入所を利用される方は、短期入所の施設に戻られるわけじゃないですか。今の利用されている状況からすると、緊急時という訳ではないですよ。この居室確保事業の「緊急」ことになりますと、本当に緊急事態があった時だけ発動するイメージなのか、それとも普段は短期入所のように登録している方が「今日は利用したい」とか、「何日に利用したい」という形で使って、ただ緊急時の受入れが必要な方が出てきた場合、その方のためにその部屋を空けるっていうイメージなのか。

(事務局：佐藤主査)

常時ではないですね。これはあくまで緊急のイメージで、体験的な利用であったりとか、事前登録の関わりに関しても、例えば相談支援事業所もちろん法人であればコーディネート機関も一緒にやるような受入れのコーディネートを一緒にやる法人さんもあると思いますけど、例えば相談支援事業所の面談を繰り返したりとか、短期入所を別に持っている法人さんの短期入所を体験利用したりとか、そういったところでその事業者の方とのいわゆる顔合わせや、こういうサービスの利用の機会をなるべく多く持ていただくという意味での体験的な利用だったり、相談を重ねていくためにも事前登録は望ましいと考えますが、居室確保事業に関しては、体験までの想定はしていないので緊急時に使うといったイメージです。

(事務局：森山委員)

ありがとうございます。たぶん利用したいという保護者というか家族はいると思うのですが、緊急だけど登録となると平時も利用できるのか、例えばその人にとっての緊急性というのは、それぞれ違うと思うので、「どうしても今日病院へ行きたいから緊急として利用したい」ということもあるかもしれないし、そういったところの定義の部分をきちっと作っておかないと、登録ができるとなるとやっぱり普段から利用できるかもっていう、誤解を招くと思ったので、質問させていただきました。ありがとうございました。

(事務局：佐藤主査)

ありがとうございます。周知の仕方がポイントになってくる方だと思いますし、例えば冠婚葬祭で利用できるかというのが議論になったのですが、どこまでを「緊急」にするのかということとか、平時も利用できるというような誤解を招

かないような周知の仕方など、今後また検討させていただきたいと思います。

(事務局：森山委員)

ありがとうございます。

(儀保委員)

よろしく申し上げます。居室確保事業の概要の中に、設備は、私も入浴のほうでも少し気になったので、ご質問しようと思ったのですが、あと、食事などはどのようにになっているのかなと思っていて、食事に関しては、自己負担になるだろうと思ってはいるのですが、通所の施設等だと給食等を行っている事業者であれば、そういう対応ができていくのかなと思うのですが、食事は各自におまかせという感じになるのでしょうか。

(事務局：佐藤主査)

そうですね、食事は、報酬の中に入っていないので、自己負担もしくはおまかせという形にはなるとは思いますが、状況によってやはりご自身でお食事を用意できないような場合も考えられますので、例えばその事業者さんの中で食事提供のサービスがある場合などは、そういったものに関しては、活用していただくのも大いに考えられると思います。ただ如何せん、報酬体系に入っていないので、どのくらいの負担をとるとか、ご相談しながらにはなるかなと思います。

(儀保委員)

はい。食事は自己負担なところもあって、雑にすると問題があるかと思いついて、何らかの形で定めてもいいのかなと思いました。ありがとうございます。

(事務局：齊藤委員)

何点かお伺いします。まず事業概要資料の5-2です。事業内容で、障がい福祉サービス提供事業所等の「等」がどこまで範囲を広げて考えられるのかということ1点と、先ほど森山さんの質問にもありましたが、日中の過ごし方について、それから、契約内容で一人当たり12,000円/日となっていますけれども、宿泊を伴う場合は、2日と考えていいのか、短期入所と同じで良いのかなと思うのですが、というあたりが疑問であります。それから今回報酬改定で、短期入所の緊急時加算がついたこととか、定員超過の特例加算が新設されたということで短期入所事業所であれば定員超過しても受けられるという社会的資源にしてはかなり緩めになってきているところがあるので、この居室確保事業を使わなければならないとなると、相当な特例になるのだろうなというイメージがなおさら強くなったように思います。だとすると、短期も使えないとき、さっき言ったその障がい福祉の提供事業所等の「等」はどこまで広げていいのか、民間もいいのか、場合によっては、ご自宅をそのまま使う方法もという議論もありましたけれども、その辺をどこまで広げて誰がやるのか、例えば通所施設の職員が夜みるとなると、その職員を使うと昼間に穴をあけな

ればならない。という問題が起きますので、なかなか部屋はあるけれども人はいないよ、という状況が簡単に想定されますので、誰が介護で付くという要項の作り込みだと思いますけど、その辺をちゃんとやれる範囲でありながら、どこまで緩和するかというあたりが問題かなと、意見と質問が混ざりましたけれども以上です。

(高山代表)

ありがとうございます。

(事務局：佐藤主査)

ありがとうございます。この討論に関しては、先ほどお話があったように、法人が管理しているアパートであるとか、そういう想定も少し含めております。ただやはりご自宅となると、全く別の事業になってしまうので、そこまではちょっと含めないというのが今の想定です。そのあたりは今後、案が取れる段階、要綱化する段階で詰めなきやいけないとされているところでございます。ご質問としてあった、1日12,000円だと2日でどうなるかということですが、これはショートステイと同じで、2日で24,000円、3日で36,000円です。そういった考え方になります。日中の過ごし方に関しては、一応こちららは宿泊を伴う支援でこの単価なので、その状況に応じてだと思えます。例えば通所系の体験のような過ごし方もひょっとしたらあるかもわからないし、実は正直まだそこまで想定していないのですが、またちょっといろんな提案があればと思います。ただ、その方にもよるかなと思いますけれど、こんな過ごし方ができるのではないかと、それはまだ受入れの余地がありますので、これからだと思っています。

(高山代表)

ありがとうございます。はい。

(向井委員)

このメンバーの中に精神障がいのご関係の方がいらっしゃるかどうかよくわからないのですが、先ほど、冠婚葬祭のお話が出ましたけれど、我々の家族にとって最大の悩みが、冠婚葬祭の時にどうするかということです。いとこが結婚するとか葬儀の時もお祝いの時も、前日まで悩みます。それはどうしてかという、冠婚葬祭の時が一番体調を崩す。これはもう、100%体調崩すので、日ごろ調子がいいので、できれば連れて行きたい。そうしないと、親亡き後を考えると、そういうチャンスがないと付き合いがないものですから、なるべく連れていきたいけれど、結果的に、その後で調子を崩して困る。そういうことがありますので、冠婚葬祭の時にはぜひとも使えるような形でご検討いただきたいと思えます。以上です。

(事務局：佐藤主査)

どこまでを緊急時にするかというところだと思います。冠婚葬祭にどうした

らいいのかという、そういうお悩みというか、課題を他の方も、ご家族の方としてはお持ちだと思いますので、短期入所はこういった形で強化されていったりとか、相談支援の中で普段から、体験的に短期入所を使ったりとか、そういった取組も併せてすることによって、ある程度、結婚式であれば日にちは決まっていると思うので、予め相談支援に繋がって、どう過ごすかというところは計画的に話すことができると思います。葬儀であるとか急に來る場合は、住み分けは難しいと思っています。ただ、もちろん冠婚葬祭の支援を排除するような形にしないように。ただ、居室確保事業の対象になるかという、かなり緊急性の高い事業ですので、慎重に考えなければならぬと思います。冠婚葬祭における相談支援を排除しないような形にしないといけないと思っています。

(高山代表)

よろしいですか。はい、ではお願いします。

(郡部委員)

3つほどありますけれども、3つというか、2点に近いものかもしれません。資料5-1ページ目です。平成29年度の取組について、ここから見えてきた課題というところですが、考え方にもなると思うのですが、平成29年度の取組から見えてきた課題として、「支援が必要であるが、実際に支援に繋がっていない」、「緊急時において、相談できる場や、受入れ可能な社会資源が十分でない」というような課題として見えてきたと思うのですが、実際にケースワーカーさんとか、相談員さんが訪問して、そこから見えてきたその実際に支援に繋がっていないといえますか、その辺が対象者の方が、例えば情報が届いていないとか、また、支援が必要であるということの対象者の方ご自身が認識されていなかったりとか、またセルフネグレクティブのような形もあると思うのです。いろいろな理由によってそれに必要な制度がまた少し変わってくると思っているので、その辺もちょっと見当していただければと少し思いました。それから4ページ目になりますけれどもコーディネート機関の①と②とあって、②のほうは既に計画相談だとか、相談支援事業所に繋がっている方で、サービスを受けていらっしゃる方ということだと思えるのですが、現に計画相談事業所とか、相談支援事業所は、実際にご家族の緊急時にご本人様の受入場所というのを常に探してコーディネートしていくわけですね。この「地域生活拠点等の機能を担う」と位置付けられた事業所となってしまうと、私は計画支援事業所または、障がいの相談事業所が実際にサービス等利用計画を立てるだけではなくて、緊急時にコーディネートしていくわけで、その辺を自分は「地域生活支援拠点等の機能を担う」事業所ではないと、いうところで、そちらに丸投げをしますか、そういうことにならないようにしていただきたいなと思います。3つ目ですが、短期入所の緊急短期入所受入れ加算の活用というところで、定員超過特例加算が新設されて、それを利用と

いうことも考えていらっしゃるということですが、これは考え方ではあるのですが、定員を超過して利用するということは、サービスの低下につながるので、根本的に緊急の時の受入れ、受け皿がないというところを解決していかないと、やはりその場しのぎになってしまうのかなと思っています。そう意味では、きちんとサービスの低下をしないで受入れていくというシステムというか、例えば空床保証をきちんとしていくとか、その辺を考えていかないと、やはり実際に利用する方が安心して利用できないということにもなっていくのではないかと懸念しております。

(高山代表)

ありがとうございます。

(事務局：佐藤主査)

ありがとうございます。平成29年度の取組から、支援に繋がっていない理由ということですが、やはりご訪問した中では、親御さんが元気なうちは親御さんが介護するので、支援が必要ないと考えているであるとか、かなり重度なのでなかなか受入れが難しいとか、理由は様々ですが、もう少し分析をして今後につなげていけるように部会や協議会の委員会に少し情報提供しながらやっていければと思っています。あと、コーディネートと短期入所の流れの中で、コーディネート機関は、位置付けられた事業所とそうでない事業所ができて、位置付けられていない事業所が位置付けられている事業所に投げてしまうのではないかと、という問題があるという貴重なご意見をいただきまして、やはり機能を担う事業所というのはなるべく多くの事業所さんに協力していただきたいと思っております。地域生活支援拠点と相談支援強化加算に関しては、位置付けられている事業所というのが条件になってきます。位置付けられていない事業所はこの加算は取れない、そういう報酬の仕組みになってまして、短期入所の受入れに関しては、位置付け有り無しにかかわらず受入れの加算はどの事業所でも取れますが、このコーディネート機関の相談支援強化加算には、そういう条件があるということで、なるべく多くの事業所さんに「担うと位置付けられた事業所」ということに呼びかけをしていきたいなというところが一つあります。短期入所に関して、定員超過するとサービス低下につながるというご意見ですが、やはりこれは定員超過の特例なので、そこまでそれを長期に続けていくというのは違うと思っています。短期入所に移行して、その他の方法で暮らせるように移行していくのが、同時に必要なのかなと思いますし、そういったときに居室確保事業ということで、最後のセーフティネットのような形で進められていけばいいなと思っています。ご意見を確認させていただいて、要綱や案を強化していきたいと思っています。ありがとうございました。

(高山代表)

はい、お願いします。

(事務局：齊藤委員)

今回の居室確保事業が予算化されたというのは大変大きな一歩かなと思います。どうしても、対象となる方の漏れが出てくるのが見えているということで、医療的なケアが必要なお子さんや成人含めてなんですが、そういった場合には、この事業ではクリアできないだろうと思っています。そういう訳でいろんな方法はあるのですが、横浜、厚木、相模原などで行われているような、医療機関がやっている、メディカルショートというのも藤沢市内で採用していかないと、セーフティネットは作れないと思っていますので、ぜひそれも合わせて推進してほしいと思います。意見です。

(事務局：佐藤主査)

仰る通りで、これはあくまで福祉的な緊急一時的な避難の体系に留まっているとします。対象者の方が、これが使いにくいというような場合も往々にしてあると思います。医療的な課題も含めて、今後さらに、これで終わりにせず考えていきたいと思っています。

(高山代表)

はい、ありがとうございました。他いかがでしょうか。

(河原副代表)

この事業に関して何点か質問させていただきたいと思います。まず藤沢市として新たに地域生活拠点の取組ということで、政策を打ったということに大変評価をしております。そういった中で、いろんな委員の方から質問のありました資料5-1のところでは仕組みを確認させていただきたいと思うのですが、あくまでも短期入所事業というのがあって、受入れ等をやって、それがなかなかうまく調整がいかない場合に居室確保事業を使うという制度上の理解でよろしいのでしょうか。というのは、これから次の質問に移るのですが、緊急の定義とか受入れに当たっては、虐待防止法の中のシェルターとしての役割ですとか、いくつか整備しておかないと、なかなか使うほうもコーディネートするほうも解りにくくなるんじゃないかなというのがあるので、その部分のところをちょっと改めて整備しておいたほうが良いのではないかと思います。これは意見です。2点目質問ですが、今後市民向けに対してのスケジュール等があったら教えていただきたいのと同時に、これは資料5-2にあるのですが、今回は対象が障がい児も含んでいると、そうすると障がい児関係は斎藤さんからあった、医療的ケアことも含めて、なかなかショートの場がないので、この事業を周知することで逆に場が確保できるかということ、周知の仕方を慎重にやらないと、短期入所とこの事業とが混在して捉えられてしまうのではないかと懸念します。最後は資料5-3につながるところです。面的整備ということで、整備のイメージというのが下の図に示されています。そういった中で今回の報酬改定の中で相談であれば先ほどのような緊急性に対する加算であると

か、それから体験の場に関しても、日中サービス、短期入所はいくつか仕組みとして設けられて、加算と仕組みが緩く緩和されたものがあります。右上のフローの緊急時の居室確保が一つ藤沢市としての施策の目玉かと思います。その下の専門性のところの人材確保の部分では、今回生活介護の事業所によって重度障がい者の方を受け入れる仕組みができました。何を言いたいのかというところ、面的整備になるとそれぞれの受け入れの場面のところで、点々と拠点が進むという形になるので、藤沢市全体の中で地域生活支援拠点をどのように束ねて、実績であるとか評価というのがどういう形になるのかなというのが、我々も含めて市民の方に届くようにするというのがとても大事なかなと思いますので、これは即即でないと思いますが、できたら全体的な拠点の進み方が分かるようにしていただけると良いかなと思いました。以上です。

(高山代表)

はい、ありがとうございます。

(事務局：佐藤主査)

ありがとうございます。まず資料5-1に関してというところで。ご意見をいろいろといただいたことに関して、私共考えなければいけないなというところでありまして、虐待との住み分けや整理を、その先周知をしていく中でも必要なかなと思っています。市民向けの説明に関しては、あくまでもこの居室確保事業が整ったら速やかに市民向けに周知を始めないといけないと思っていますが、子どものところも、いわゆる虐待相談と同じことですが、子どもの中では児相の一時保護というシステムもありますので、そこの相談やコーディネートの流れに関しても整理をした上で、誤解のなきように周知をする作業をこれからやっていかなければいけないなと思っています。最後に5-3の図にあるような全体的な整備のイメージに関して、こちら先行して緊急時の受入れ対応の流れということで、今までのワーキングの議論も併せて提示させていただいたところですが、まとめさせていただいたような流れになります。引き続き、整理したり議論したり、当然計画検討委員会でもいろいろご意見を伺いながら進めて行かなければいけないと思っています。以上です。

(高山代表)

ありがとうございます。はい、お願いします。

(澤野委員)

意見ですが、居室確保の件で、自分も施設での勤務の経験がありますので、こういった制度ができたことはすごい前進だなと受け止めています。ただ一方で、自分が通い慣れている所で、今日急に泊ることができる安心感がというのはたぶん大きいと思います。一方で職員さん、要は、設備はあるけれど、人をどうあてがうかという課題があるという印象で、今、働き方の見直しですとか、ライフワークバランスとか言われたりする中で、要は職員さんも仕事が終われ

ば介護やら子育てやら抱えているかもしれない。そういった中で「じゃあ、急だから、今日は宿泊対応お願いね」というのはやり辛いと、たぶん事業をしている側の意見としては出てくるだろうと受け止めていました。そうした中で、確かにこれはセーフティネットですから社会が保証していかなければいけないなどというのは一方ではあるわけで、こうしたセーフティネットを保証していくとなったときに、単価が出るのは素晴らしい、ありがたい事だと思いますが、やはりその辺のところも、もう少し話を詰めていく中で考えていかなければいけないと思って、当然そのようにはなってくるのだと思うのですが、ひとつ意見を言える場でしたので、お伝えしておきたいと思います。以上です。

(事務局：佐藤主査)

ありがとうございます。やはり事業所さんのお話の中でも当然その問題は出て来ますし、今後具体化していくとより出てくる問題かと思しますので、より作り込みの中で働き方という、受け入れる側のお仕事としての課題に関しても、なるべくやり易いような形の設定がどのようなものかというのを、こういった意見の場、および事業所さんとの話し合いを進める中で、ひとつひとつクリアにしていきたいと思っています。以上です。

(高山代表)

ありがとうございます。

(森山委員)

確認ですけれども、先ほど「放デイのようにならない」という言い方をしてしまったのですが、結局児童デイサービスも当初は社会福祉法人さんの運営で、一つ二つと始まったところが、今は、民間の株式会社ですとか法人系のところとか、いろんなどころからの参入があって、たくさんになると質の問題とか、人材の問題とか、あとは利用する側の問題も出てきますので、本当にこの居室の事業だけは、放デイのようにならないでほしいと切に願っております。よろしくお祈りします。

(事務局：佐藤主査)

契約の部分ですね。質を確保するのは非常に大事なところなので、しっかりやっていきたいと思っています。ありがとうございます。

(種田委員)

最後にすみません。今河原さんもおっしゃいましたが、市民として、一障がい者として私はサービスを利用していないのですが、そういう者にとって、サービスを利用していない障がい者も意外に沢山いらっしゃるの、そういう者にとって、何かあった時に、どこに行けばいいんだろうっていうのが、もっとわかりやすいメッセージというか、情報開示をお願いしたいと思います。よろしくお祈りします。

(高山代表)

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。たくさんのご意見ありがとうございます。先ほどの事務局のご説明ですと、部会、そして事務局で詰めていかれて、事業所とのやり取りをして、情報提供、ご説明とのことですが、最初のうちにできるだけ早くに固めていきたいというお話もありまして、この検討委員会については次回は7月になるので、今いただいた意見を詰めていくのは部会だとしても、たくさん意見をいただきましたので、どんな形になっていくのかというのを私たちが知っていく機会はどのようになるのでしょうか。

(事務局：佐藤主査)

やはり計画の進行管理と合わせて議事になると思いますが、いただいた意見をそのままにするということではなく、経過を随時報告していければと思っています。次回にここまで進みましたというのを報告できればと思っています。

(高山代表)

はい、では、よろしく願いいたします。

それでは10分間の休憩にしたいと思います。11時15分再開でお願いいたします。

<休憩>

(高山代表)

それでは再開します。議事としてはあと一つですけれども、少し予定の時間が過ぎた形で進行されておりますので、閉会の予定は12時30分の予定でしたが、10分くらい過ぎる形になると思いますので、ご承知おきいただけたらと思います。よろしく願いいたします。それでは、第4期ふじさわ障がい福祉計画モニタリングシート平成29年度実績（速報値）についてのご説明をお願いいたします。

(事務局：佐藤主査)

引き続きよろしく願いいたします。資料6をご用意ください。こちら第4期ふじさわ障がい福祉計画モニタリングシートの速報値ということで、『きらりふじさわ』中間見直し前の最後の年、平成29年度の目標に対する結果や数字の見込みの結果を速報値という形で記したものでございます。1.「平成29年度の目標について」ということで5ページまで、私のほうで説明させていただいて、時間も押しているということもありますし、この後少し数字も動くこともありますので、残りの数字は次回確定値ということで改めてご提示させていただきます。経緯に関しましては少しご報告させていただいて、前半部分の平成29年度の目標で、おそらく施設からの地域移行の実績などは、少し議論できるところですので、ご意見いただいきたいと思います。そうしましたら、  
(1) 地域生活に移行する福祉施設入所者数でございます。今年のこちら、い

ろいろとご意見いただいた中で、中間見直し版の第5期の計画の目標値の設定もいろいろ意見があったと思います。第4期に関しては、平成25年度末現在の242人という福祉施設入所者数が30人について平成29年度末までに移行するという目標値がございました。実際のところ27, 28, 29ということで、地域生活移行者数ということになりました。平成29年度が昨年のもニタリングシートに書き足したものになります。昨年度に関しては3名の方がグループホームに移行したということになります。これは平成25年度の242人を追っているような調査になりますので、平成26年度以降に1名入所され、昨年はもう一人移行されております。地域移行を実際にされたのは4名ということになります。移行者の年齢についてはいずれも40代以下と比較的若くなっていて、グループホームに移行する形態が全てということになります。グループホームへの移行例などを参考に重度障がいに対応したグループホームの充実に努めるとともに、在宅でも安心して暮らせる地域を目指した取組が必要であるということです。入所者の方が若い方が移行されていますので、高齢化に向けた取組の検討も必要であるという分析を示しています。取組としては、またこれも報酬の改定があったのですが、日中サービス支援型共同生活援助の推進だとか、あとは拠点等の整備に関する取組で、安心して生活できる基盤づくりを、といった記載をしているところでございます。ページ開きまして2ページをご覧ください。こちらは援拠点等の整備について、先ほどお話しした内容をまとめた形で平成29年度の報告をしています。分析・評価・ケース訪問について、あと協議体制の検討（ワーキンググループのオフィシャル化）という、一時的な居室の確保に関する体制整備という形で書いております。駆け足で3番4番に行きますが、この3番4番に関しては、まだ平成29年度は調整中となっています。一般就労の実績に関しては、県からまた数字が出てくるので、それと整合性をとってからになります。ただ市の積み上げだけで数えてみたところ、平成29年度、48名の方がおそらく移行したであろうと。昨年度ではないですが、数値目標としては達成している見込みでございます。4番に関しましてもまだ調整中となっておりますが、一応こちらでも事業所さんの聞き取りを先立ってさせていただいたところによると、12事業所あるのですけれど、10の事業所に関しては、この3割以上の就労移行率というところを達成しているであろうというところであります。また精査させていただきますが、それによると83.3%ということで、大変に高い移行率になると思います。最後5ページですが、障がいのある子どもへの支援ということで、こちらに関しては、子どもの窓口の一元化を昨年度の最後の委員会で説明させていただきましたが、そこに向けた協議の経過と今後も関係機関と連携をしていくというのをそちらに示しております。単純に言うと4月から福祉サービスの子ども窓口の一元化を実施しているところでございます。よろしくお願いたします。ここ

まで、1番の説明の説明になります。

(事務局：鎌田主任)

障がい福祉課鎌田から説明させていただきます。6ページ以降です。障がい福祉サービスの計画見込み量と実績のところですが、以降、特徴的なところを説明していきます。まず、こちらの表の中段、就労移行支援の部分、それから就労継続支援B型の部分ですが、この数値が目標値、昨年度の実績から低下している状況ですが、今後確定値を決めるまでに修正が入ると予測されます。7ページの推移につきましては、ご覧の通りとなります。続きまして8ページ障がい児通所支援及び障がい児相談支援の計画見込み量と実績のところですが、こちらに関しては、児童発達支援、放課後等デイサービスどちらも計画の見込み量、28年度実績と比較しまして、非常に伸びてきているという状況がある一方で、その下2つ、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援につきましては、実績として下がっているという状況でございます。続きまして9ページ4番、地域生活支援事業の計画見込み量と実績につきましては、ご覧の通りですが、この中の(3)相談支援の部分、相談支援事業従事者数ですが、平成29年度14人というところになっておりますけれども、補足の情報といたしまして、平成30年度に関しましては、発達障がいの部分の相談支援事業所におきまして、臨床心理士を1名プラス配置ということになっております。10ページ、11ページにつきましては、ご確認いただきまして、事務局からは以上とさせていただきます。

(高山代表)

はい、ありがとうございました。時間の関係もありまして、まとめてご報告いただきました。ただ今日の段階ではまだ調整中というものも含まれていますが、何かご質問ありますでしょうか。はい、お願いします。

(斎藤委員)

10ページ(8)手話奉仕員養成研修というのがありますが、手話奉仕員養成研修はなかなか人が来なくて困っている状況が県下全体にあるのですけれども、もう一つの要約筆記者、これは以前体験みたいな入門コースもあったと思うのですが、最近それはやってないということようですので、そちらもぜひ手を広げる、裾野を広げるという意味で、再開していただければと思います。

(高山代表)

はい、ありがとうございます。

(事務局：寒河江補佐)

今ご質問いただきました要約筆記の関係ですが、ここ数年体験会という形で、講習会というのは実施していないところですが、以前講習会を実施していたのですが、講習会自体の参加人数が下回ってきたということで、要約筆記を委託で担っていただいているサークルさんから、まずはもうちょっとわかりやすい入

門編という形で実施したほうが良いのではないかというご提案をいただきまして、体験会を実施していただいて県の体験会につながるよという事で、いま時期的にちょうど連動させるようになっております。また今後体験会ではなく、という意見が多くあれば講習会についても検討していきたいと思ひます。ありがとうございます。

(高山代表)

はい、ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

(森山委員)

10ページの(10)地域活動支援センター事業で、28年度実績11か所が、平成29年度実績9か所に減っているのですけれども、この経緯を教えてください。お願いします。

(事務局：佐藤主査)

2か所減となっておりますが、こちらは事業所を閉じたという訳ではなく、就労継続B型などの自立支援給付の事業所に移行したという形になりますので、平成29年度は9か所という事になっております。

(高山代表)

はい、ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

(種田委員)

2点お尋ねしたいと思ひます。2ページの地域生活移行者数のところ、平成29年度、3名の方がグループホームに移行されたという事で、数値が動いていて、事業所の方頑張られたのかなと思ひます。この3名の方の内訳で、障がいがあるか、教えていただきたいと思ひます。もう1点は、私が関わっていません神奈川県障がい者スポーツ大会の参加者数ですが、今年度もフライングディスクと身体の上でお世話になってまいりましたが、この大会においても、フライングディスクは3名の参加、身体の上については7名の参加、というところで終わってしまいました。本当に最近では皆さん高齢で参加できないという状況があって、参加者数が減少してあります。ここに90名で身体と知的の内訳を出していただいておりますが、これはエントリー数ですか。それとも実際に参加した数なのでしょうか。そのあたりを確認させていただきたいと思ひます。よろしくお祈ひします。ありがとうございます。

(事務局：佐藤主査)

まず3名の地域生活移行者数ですが、少ない数の中なので、個人を特定するのがあるかというので、多くの方は知的障がいの方といったところ。あとは、スポーツ大会に関しては、身体障がいの方と知的障がいの方の内訳を注釈で記載させていただきました。こちらは一応参加した方を手作業で数えて掲載しています。当日欠席の方は除いて、参加した方になっています。

(種田委員)

参加した方ですね、ありがとうございます。

(高山代表)

他はいかがでしょうか。はい、どうぞ。

(森山委員)

6 ページ目の生活介護についてです。事業所数は、±0 というところで21 か所ですけれども、利用のところが、平成28年度実績は830名から、平成29年度実績は867名と37名の増ですけれども、これは契約の中で、週5とかではなくて、利用の枠というか、利用の状況などを教えていただければと思います。お願いいたします。

(事務局：佐藤主査)

まだ速報値の段階なので、詳しい分析は難しいと思います。またちょっと数字は動くと思います。ただ、一つ言えるのは、市内の事業所だけではなく、市外の事業所に通われている方もこちらに含まれているということと、速報値の段階では、何日利用したかというところは、やや減少、これはおそらく動くかと思えます。ただ、人数は増えているということなので、確定値の数字を待って、分析をさせていただきたいと思えます。

(高山代表)

はい、ありがとうございました。よろしいですか。ご説明の中にもありましたように、今日ご提示いただいているものについては、速報値ということですので、次回の時に確定した数値をもってご説明をいただくということになりますので、またそこで説明していただき、確認していただければと思っています。その他ございますでしょうか。よろしいですか。

(事務局：森山委員)

今日お配りさせていただいたチラシですけれども、神奈川県自閉症児者親の会連合会の50周年記念事業として地域で暮らす自閉症スペクトラムというところで、講演会があります。ぜひ自閉症にかかわらず、貴重なお話しが伺えると思いますので、もしお時間がありましたら、ご参加いただければと思います。よろしくお願いいたします。

(高山代表)

ありがとうございました。それでは、事務局にお戻しいたします。

(事務局：安孫子参事)

委員の皆様におかれましては、本当に長時間に渡りまして、それぞれのお立場で忌憚のないご意見をいただきまして、ありがとうございました。次第の右下に記載してございます今後のスケジュールですが、今回は7月23日月曜日、時間は9時半からということで、場所は5階会議室になります。また近づきましたらご通知をお送りしますので、ご出席よろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。